

子どもと携帯サイトに関する課題について

水沼彩子[†] 内田勝也[†]

近年、出会い系サイトや学校裏サイトなど、子どもの携帯電話利用に関するトラブルが大きな社会問題となっている。これに対し、国や各自治体の教育委員会、学校などは、現状把握のための調査や様々な対策を行っている。そこで、これらの調査の結果を基に、子どもの携帯電話をめぐる現状の把握と、携帯の適切な利用についての考察を行った。

Research of mobile phone web site for children.

Ayako MIZUNUMA[†] and Katsuya UCHIDA[†]

Recently harmful web site has become one of social problems. National government, Local Board of Education and Schools take some survey and countermeasures, nowadays. This paper research those survey to know today's problems and consider about mobile phone for children.

1. はじめに

インターネットは利便性の高い、情報発信、情報収集の手段のひとつであるが、半面、違法・有害なものを含む様々な情報を誰でも簡単に発信することができ、また、閲覧できてしまうというマイナス面もある。マスコミ等からは、ネットいじめによる自殺や過激な裏サイトなどが大きく報道されており、また、国等は、違法・有害サイトに関する様々な検討や対策を行っている。千葉ら〔1〕は、公序良俗や青少年保護の観点からのインターネット上の違法有害情報の課題と対策について述べている。

また、尾花ら〔2〕は、インターネットを使う子どもたちに必要なものは、インターネットの技術的解説ではなく、大人たちが長い経験の中で体得してきた「善悪や危険を判断する力」を教えること、と指摘している。

さらに、近年、子どもが携帯電話を利用してインターネットにアクセスし、トラブルに巻き込まれるという問題が発生している。子どもたちは、携帯電話を、電話よりも情報端末として利用していることが多い。パソコンと違い、いつでもどこでも利用でき、また、他人から見られずにひとりで利用できる携帯電話には、インターネットの問題とは、また違った問題があるように思われる。

今年に入り、文部科学省は、中学校・高等学校への携帯電話の持込を禁止又は利用を制限するよう、各自治体の教育委員会あてに通知を出しており、学校への携帯電話の持込を禁止する学校も増えてきている。しかし、単に持込を禁止するだけでは、利用ルールやマナーの改善にはつながらず、逆に、隠れて利用することで、トラブルが表面化せず、重大な問題を引き起こす可能性もある。

そこで、まず、子どもの携帯電話をめぐる現状を把握し、その上で、子どもと携帯電話の問題について、考察を試みた。

2. 子どもと携帯電話をめぐる動き

最近の法や制度の動向について、主なものを以下にまとめる。

2.1 青少年インターネット環境整備法

2008年6月、参議院本会議において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下、青少年インターネット環境整備法）が可決され、2009年4月1日から施行された。青少年インターネット環境整備法の概要は次のとおりである。

(1) 目的

[†]情報セキュリティ大学院大学
Institute of Information Security

青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする

(2) 規制内容

- 携帯電話会社に対し、インターネット契約時に18歳未満の契約時には、原則フィルタリングサービスを義務付ける
- 保護者に対し、18歳未満であることを伝えることを義務付ける

(3) 有害情報の定義

インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

(4) 罰則の有無

罰則規定はなし

青少年インターネット環境整備法については、国が基準を定めることに対し、言論や表現の自由に深く関わる問題だとして、放送業界やインターネット関連事業者等から大きな反発があった。

2.2 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

青少年インターネット環境整備法に基づく基準については、民間事業者からなる有限責任中間法人（現在は、一般社団法人）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）が作成することとなった。

2008年6月30日、EMAは「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」を発表した。この中では、4つの分類と22の要求項目が設定されている。主な概要については、次のとおりである。

(1) 基本方針

- 「利用規約の存在及び同意」
- 「健全化に資する運用方針の明示」
- 「青少年利用を前提とした利用環境の整備」
- 「青少年に配慮した広告掲載基準」など

(2) 監視体制

- 「投稿ログの保存」
- 「目視・システム抽出等によるサイトパトロール（監視）の実施」
- 「緊急を要する投稿への対応」など

(3) ユーザ対応

- 「問い合わせ窓口の設置」
- 「通報制度等の設置」
- 「ユーザ情報管理」など

(4) 教育・啓発

「注意喚起と禁止事項の整備」

「FAQ等の整備」

「啓発・教育コンテンツの設置」

2.3 文部科学省通知

文部科学省は、平成21年1月30日「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」を発表した。その概要は、次のとおりである。

(1) 小学校及び中学校

携帯電話は、学校の教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校への生徒の携帯電話の持込みは、原則禁止とすべき

(2) 高等学校

携帯電話は、学校の教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべき。持込を禁止する場合もある

(3) 学校における情報モラル教育

学校への携帯電話の持込み禁止や、使用禁止だけでは、「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要である

(4) いじめ対策

各学校及び教育委員会は、情報モラル教育の充実とともに、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていく

この通知の中で、文部科学省は、持込については原則禁止と具体的に述べているが、情報モラル教育については、しっかり教えることが重要だと述べつつも、具体的な対策については示していない。

3. 子どもの携帯電話利用の現状調査

子どもの携帯電話利用の現状については、文部科学省をはじめ、様々な団体が調査を行っている。それらの結果について、いくつかを抜粋して引用し、実態の把握を試みる。

3.1 日本子ども社会学会調査

日本子ども社会学会が行った「子どものケータイと学校の「裏サイト」対応に関する学会共同調査」〔3〕（2008/6/29）の調査概要は次のとおりである。

- (1) 調査期間 2008年2月～3月
- (2) 有効回答数 2,222人（男子1,161名、女子1,061名）
- (3) 調査対象 全国公立中学校のうち、協力が得られた61校
（調査は、全国公立中学校のうち179校から回答を得ているが、生徒調査については、そのうち協力が得られた61校からの回答）

アンケート結果のうち、携帯サイトに関する回答を中心に抜粋して引用する。

Q1.あなたのクラスや学年で、生徒による情報交換のための掲示板などがあるか？

今もある	17.4%
昔あったが、つぶされてしまった	4.7%
聞いたことがない	77.9%

Q2.そうした掲示板の書き込みの内容が（他人のことで）「不愉快だ」と思うことがあるか？

よくある	7.3%
たまにある	20.9%
ない	19.8%
掲示板を見たことがない	52.0%

Q3.あなた自身が、掲示板などに嫌なことを書き込まれたりして、人から攻撃されたことがあるか？

ある	9.6%
ない	90.4%

以上の結果から、9割の中学生は「掲示板等で攻撃された」ことはなく、半数以上は、「問題のある掲示板を見たこともない」と回答している。マスコミなどで報道されているように、掲示板が全て問題のある書き込みだらけ、というものでもないようである。マスコミは、事実を脚色したり歪曲して報道する可能性もあることに注意する必要がある。

一方で、1割は「掲示板等で攻撃された」と回答しており、どう対応していくべきか、考えていく必要がある。

Q4.悪口を言いあっている掲示板などは、管理人に抗議して、閉鎖またはひどい書き込みを部分的に削除させた方がいいと思うか？

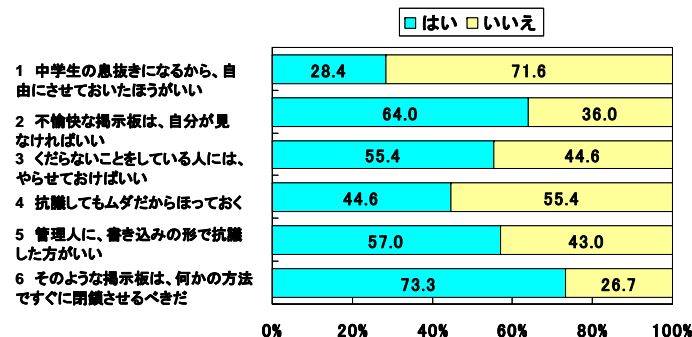


図1：掲示板などに関する設問の回答結果

この結果から、6割の中学生は、「くだらないことはやらせておけばよい」、「不愉快な書き込みは自分が見なければよい」と回答している。また、7割以上は「問題のある掲示板は閉鎖させるべき」と回答しているが、3割弱は「自由にさせておけばよい」と回答している。

これらの結果から、多くの子どもたちは、ある程度、現状を把握しているのではないかと推測される。

一方で、不愉快な書き込みは、勝手にやらせておけばよい、自分さえ見なければよいと、自分とは関係ないと捉えているのではないかと、との見方もできる。

また、学校の学校裏サイトへの対応に関する回答のうちの一つを次に示す。

Q5.（人を中傷する行為をしないように）道徳教育を強化することは必要か？

まだ必要がない	3.5%
そろそろ必要である	35.1%
直ちに必要になっている	61.4%

「直ちに必要」「そろそろ必要」を合わせると、9割以上の学校が、道徳・モラルの強化が必要だと回答している。

3.2 文部科学省調査

文部科学省は、平成21年2月25日「子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果

（速報）」[4] を公表した。この調査の概要は以下のとおりである。

- (1) 調査期間 平成 20 年 11 月 21 日～12 月 15 日
- (2) 調査対象
全国の小学 6 年生・中学 2 年生・高校 2 年生（回答数：10,448 人）
当該児童生徒の保護者（回答数：9,534 人）
全国の小・中・高等学校（回答数：2,173 校）
- (3) 調査目的
子どもたちの携帯電話の利用実態や意識等について、児童生徒とその保護者、及び学校を対象として調査を実施し、今後の取組推進のための基礎資料を作る。
- (4) 調査方法
無作為抽出した学校を対象として、調査票を郵送、回収。児童生徒と保護者に対しては、学校経由で調査票を配布、回収
- (5) いくつかの調査結果(抜粋)
※回答の割合(%)は、四捨五入のため合計が 100%にならないことがある

(ア) 携帯電話の保有状況

	小学6年	中学2年	高校2年
保有している	24.7%	45.9%	95.9%
保有していない	75.2%	54.1%	4.0%
無回答	0.1%	0.1%	0.1%

(イ) 携帯電話のトラブルの状況（複数回答）

	小学6年	中学2年	高校2年
インターネットの掲示板やメールで悪口を書かれた	1.7%	6.0%	9.4%
チェーンメールを送られた	21.6%	60.4%	57.1%
自分の個人情報や写真などを無断で流された	1.4%	3.9%	5.1%
心当たりのない利用料金の請求を受けた	3.5%	6.3%	14.8%
広告などの迷惑メールがたびたび送られてきた	10.0%	20.1%	32.7%
他人からしつこくメールを送られたりつきまとわれたりした	2.9%	5.7%	8.9%
携帯電話のカメラで撮られた写真が悪用された	0.9%	0.8%	1.9%
ネットで知り合った人と実際会った(または会おうになった)	0.8%	2.3%	7.8%
その他	1.5%	1.4%	0.7%
特にトラブルにあったことはない	62.9%	28.3%	27.6%
無回答	6.1%	4.5%	3.9%

小学校、中学校、高等学校で少しずつ違った結果を示しているが、上記の結果から、携帯電話の保有率は年齢が上がるほど高くなっており、中学生、高校生の 7 割は何らかのトラブルに遭っていると回答している。ほとんど、どのトラブルも、学年が上が

るほど、増加している傾向にある。

(ウ) 携帯電話やパソコンの危険性（有害サイトやネットいじめの問題など）について説明を受けたり学んだことがあるか（複数回答）

	小学6年	中学2年	高校2年
学校で教えてもらった	52.8%	79.9%	78.4%
保護者から教えてもらった	46.3%	31.3%	15.5%
兄弟姉妹から教えてもらった	6.9%	6.61%	4.5%
公共施設などで開かれた講習に参加し教えてもらった	1.0%	2.2%	2.7%
携帯電話購入時店員から説明	3.2%	5.9%	7.6%
友達から	6.9%	10.9%	12.2%
テレビや本・雑誌などで知った	27.8%	23.1%	27.8%
インターネットで知った	4.9%	6.7%	9.0%
その他	1.6%	1.3%	0.9%
特に教えてもらったり学んだりしたことはない	15.1%	6.5%	6.5%
無回答	4.3%	3.8%	2.9%

(エ) 携帯電話やパソコンの危険性（有害サイトやネットいじめの問題など）について説明を受けたり学んだことがあるか（保護者）（複数回答）

	小学6年	中学2年	高校2年
学校の保護者会やPTAの会合などで説明を受けた	24.0%	33.4%	34.9%
学校より等の記載で知った	25.8%	39.6%	34.6%
学校から配布された啓発資料で知った	25.4%	33.5%	29.1%
公共施設などで開かれた講習に参加し教えてもらった	4.0%	3.1%	3.1%
携帯電話購入時店員から説明	4.2%	6.1%	6.6%
友人から教えてもらった	9.3%	9.1%	6.6%
テレビや本・雑誌などで知った	58.2%	54.6%	54.6%
インターネットで知った	6.5%	6.9%	5.3%
特に教えてもらったり学んだりしたことはない	15.0%	12.1%	13.8%
無回答	2.4%	2.0%	2.1%

上記の結果から、学校を通して学んだと回答している保護者が多いが、最も多い回答は、「テレビや本、雑誌」で、6 割近くもいる。マスコミ等の報道は、事実を脚色したり、歪曲して伝える場合もあるため、注意が必要であろう。

一方で、「学んだことがない」との回答も、1 割以上もあった。

次に、学校の回答結果を見ていく。

(オ) 携帯電話の利用に関する教育の取組状況 (学校)

	小学校	中学校	高等学校
学校全体として計画的に取組んでいる	17.0%	55.3%	54.9%
取組んでいるが具体的な個々の教員に任せている	28.6%	20.1%	19.7%
実施していないが、パソコンやインターネットに関する情報モラル教育は実施している	43.4%	21.2%	20.6%
特に取組ま行っていない	9.9%	2.2%	3.6%
無回答	1.1%	1.1%	1.3%

さらに、(イ) の被害状況と合わせて分析した次のようなデータが示されている。

(カ) 学校の取組と被害状況

	小学6年		中学2年		高校2年	
	学校全体として計画的に取組んでいる	左記以外の学校	学校全体として計画的に取組んでいる	左記以外の学校	学校全体として計画的に取組んでいる	左記以外の学校
被害に遭ったことがある	11.7%	12.6%	46.2%	41.7%	68.4%	66.8%
被害に遭ったことはない	78.1%	77.2%	46.5%	50.0%	27.6%	30.7%
無回答	10.2%	10.3%	7.3%	8.3%	4.1%	2.5%

以上の結果から、被害に遭ったことがあるかないかの割合は、学校全体で計画的に取組んでいるか否かで、大きな差は見られない。

4. 調査結果の分析

3章の調査結果に基づき、分析を行う。

4.1 携帯電話の保有状況とトラブルの状況

3.2 (ア) の結果から、学年が上がるほど、保有率は上がっている。また、(イ) では、中学生、高校生の7割は何らかの被害に遭っていると回答している。ネット上で知り合った人と実際に会う、個人情報を流用される、などのトラブルも、学年が上がるほど増加しており、携帯電話の保有率が高くなるにつれ、トラブルの割合も増加していると見ることもできる。

一方で、3.1 Q4 から、トラブルは自分には関係ない、という無関心な面があると言えるかもしれない。

4.2 取組と被害状況

3.2 (カ) の結果から、学校全体で取組んでいるか、そうでないかで、被害の状況に

は、ほぼ差がない。多くの学校で対策は行われている、被害に遭わないために有効に働いているとはいえないであろう。

また、3.2 (エ) から、保護者の啓発と、正確な情報の提供が必要であると思われる。

4.3 携帯電話のトラブルの状況

3.2 (イ) の結果から、いずれも1割前後ではあるが、掲示板やメールで悪口を書かれた、個人情報無断で流された、架空請求、ストーカー行為などのトラブルに遭っている。これらのトラブルは、犯罪と、それ以外の利用者のモラルに関わる問題とに分かれるが、いずれも対処が必要な問題である。犯罪は厳しく罰し、また、利用者のモラルに関わる問題に対しても、啓発、教育等が必要であると思われる。3.1 Q5 の回答では、多くの学校が道徳の問題の強化が必要と答えている。

5. 問題への取組

3章の調査結果から、子どもの携帯電話の利用については、実際にトラブルが多いということがわかってきた。次に、このトラブルに、どう対応していくか、ということが重要になる。実際の取組事例を基に、解決への取組について考察していく。

5.1 問題解決のための会話

藤川〔5〕は、子どもと携帯電話の問題は、携帯電話を持つか持たないか、の問題なのではなく、親子がコミュニケーションを図り、教師や保護者が子どもと話し合うことが必要だと述べている。また、メディアリテラシーを向上することも必要であると、指摘している。

5.2 実際の現場での取組

実際の現場では、どのような取組が行われているか、一例を見ていく。

「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議と横浜市教育委員会は、平成20年10月5日、「ケータイ・ネット」から子どもを守るための提言を発表した。提言の中にあげられている、横浜「ケータイ・ネット」五か条を、以下に示す。

- (1) 横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます
- (2) 横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします
- (3) 横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります
- (4) 横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の

取組を積極的に支援します

- (5) **横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します**

この提言では、子どもがネット社会を健全に生きていくための能力を育成すると共に、社会全体が子どもを守るために積極的に行動していくことが必要、とされている。また、家庭、学校、地域、行政、事業者、それぞれの責任と役割が示され、連携しながら取組むことが示されている。

5.3 子どもと携帯電話のあり方

調査結果とその分析から、子どもの携帯電話の利用は増加している。今後も、携帯電話の利用が縮小していくことは考えられず、利用者が増えれば、ますますトラブルに遭う可能性が高まることが想定される。

そこで、4.1、4.2、4.3から、子どもと携帯電話のあり方について、次のように考える。

- (1) **無関心や、自分は関係ないなど、子どもが携帯電話を持つことで、トラブルに巻き込まれる可能性があることへの認識が、まだ薄いのではないか**
- (2) **携帯電話の問題は、子どもだけの問題ではなく、家庭、学校等、周りの大人達も自分の問題として捉えていく必要があるのではないか**
- (3) **携帯電話を持つか持たないか、学校に持込むか持込まないかの問題ではなく、携帯電話をどう使うか、ルール、道徳、モラルの問題なのではないか**

さらに、子どもがトラブルに遭わないために、保護者、教師などの大人達も、子どもと一緒に話し合っていく必要があると思われる。

6. おわりに

調査の結果から、小学生、中学生、高校生では、トラブルの状況が少しずつ異なっており、抱えている問題や取るべき対策がそれぞれ違うと思われる。また、本稿では取り上げていないが、様々な調査で、男子と女子、大都市と地方部においても、回答結果の傾向が、少しずつ異なっている。携帯電話の問題については、子ども、保護者、学校、教育委員会等、それぞれの立場から、それぞれの見方とそれぞれの問題があると考えている。

今後は、5.3 で述べた「子どもと携帯電話のあり方」について、他分野の知見や、子ども、保護者、教師、教育委員会などの学校関係者へのインタビュー等を行うことによりさらに検証していき、有効な方策案を提示していきたいと考えている。

参考文献

- [1] 千葉直子, 藤村明子, 高橋克己:「インターネット上の違法有害情報問題に関する最近の動向と対応策の考察」, コンピュータセキュリティシンポジウム vol.2008 No.8 pp923-928(2008).
- [2] 尾花紀子, 高橋慈子, 内田勝也, 杉原五雄:「子どもといっしょに安心インターネット『なにが危険なの? ホームページ・メール・個人情報』」, 岩波書店
- [3] 日本子ども社会学会:「子どものケータイと『裏サイト』対応に関する学会共同調査」, 日本子ども社会学会第15回大会, 平成20年6月29日
- [4] 文部科学省:「『子どもの携帯電話等の利用に関する調査』の結果(速報)」, 平成21年2月25日
- [5] 藤川大祐:「ケータイ世界の子どもたち」, 講談社現代新書